

# 少量危険物貯蔵取扱い運用基準

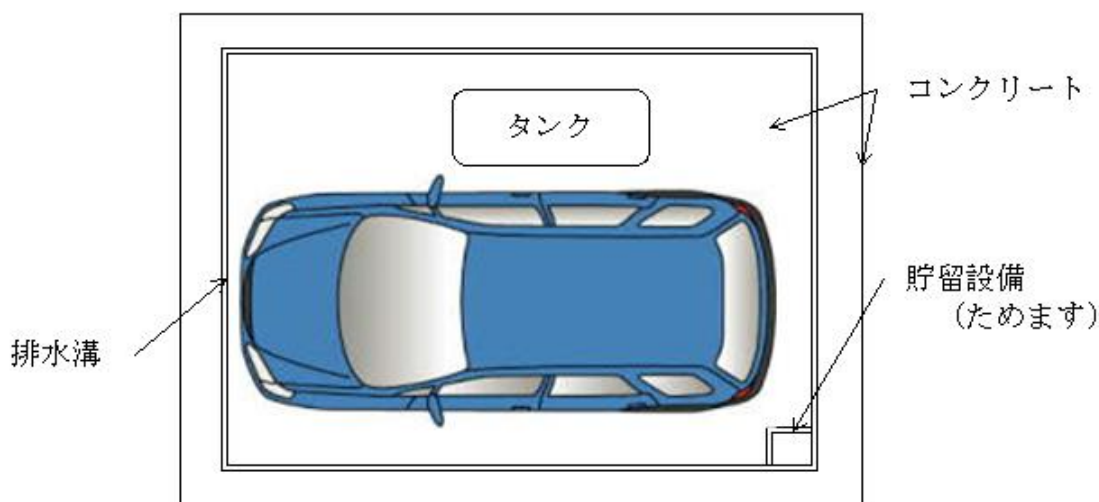
《内容現在：2022年9月1日》



士別地方消防事務組合消防本部

## 給油を目的とする取扱い

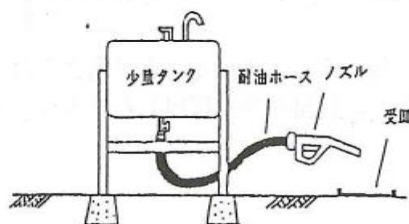
1. タンク容量の合計を取扱い量とし、指定数量未満とする。（490ℓタンク2基の設置も可能となる。連結も可能）
2. 位置・構造・技術上の基準
  - (1) 給油取扱は同一敷地内で1箇所とする。（複数タンク設置の場合も同一場所で取扱い、届け出は1件で処理する）
  - (2) 給油のための空地は給油をうける自動車等が出入りするための間口、奥行きが満たされること。
  - (3) 保有空地→危険物を取扱う敷地の周囲から1m以上の空地を保有すること。
  - (4) 地盤面はコンクリート等で浸透しない構造とする。
  - (5) 漏れた油その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように排水溝及び貯留設備（ためます又は油分離槽）を設けること。
  - (6) 給油ホースは先端にノズルを設けた全長3m以下の耐油用ゴムホースとし、先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
  - (7) 給油ノズルは手を放すと自動的に給油を停止できるものとする。
  - (8) 消火器は薬剤1.2kg以上のものを1本以上設置すること。
  - (9) 標識・掲示板は条例規制、他に「給油中エンジン停止」を1枚付加設置させること。



給油を目的とする施設の例

### 注油を目的とする取扱い

※ 屋内及び屋外を問わず、指定数量の5分の1未満（1日の取扱い量）の取扱いに使用するノズルは手を放すと自動的に給油を停止できるものとするとともに、危険物の漏れ、あふれ、飛散を防止するための受け皿等を設置し注油すること。なお、屋内及び屋外において指定数量の5分の1以上指定数量未満（1日の取扱い量）の取扱については屋内及び屋外の取扱いの基準に準ずる。



## ○給油を目的とする取扱いの特例(2022.9.1 改正)

農業を営むもので農機具等に対し必要に応じて給油するために設置するタンク及び給油機器と一体となった構造の運搬容器のうち、次の条件を満たす場合のものについては「土別地方消防事務組合火災予防条例」による規制のほか、少量危険物貯蔵取扱い運用基準中「注油を目的とする取扱い」に準ずるものとし、さらに下記の特例による運用を可能とする。

### [位置・構造・技術上の基準]

1. JIS 規格による市販タンク、KHK による検定を受けたタンク（以下「タンク」という。）若しくは UN 規格のキャリータンク等（総務省消防庁による「運搬容器」として認められたもの（以下「運搬容器等」という。））を使用しているもの。  
独自製作タンクについては関係法令等に定める所定のタンク検査を完了したもの。
2. タンク及び運搬容器等に接続するノズルは、手を離すと給油を停止できるもの（注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。））  
すること。
3. タンク及び運搬容器等に接続するホースは耐油ホースとし、全長は 6m 以下とすること。

### [貯蔵及び取扱いの基準]

1. 当該タンク及び運搬容器等で貯蔵及び取扱いできる危険物は、引火点 40 度以上 70 度未満の危険物に限定されること。
2. 当該運搬容器等へ危険物を注入する場合は、車両の荷台等に積載したままの注油は厳禁とし、運搬容器等を地盤面に接地させ静電気の発生を防止したうえで危険物の注入を行うこと。  
なお、当該タンクについては運搬容器とは見なされないため、危険物を貯蔵した状態での運搬移送については禁止とする。
3. 当該運搬容器等を使用し指定数量の 1/5 以上の危険物を運搬する場合は、0.3 メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識を取付けた車両で運搬すること。
4. 運搬車両には薬剤 1. 2kg 以上の消火器を 1 本以上常備すること。
5. 農機具等への給油時は危険物の漏れ、溢れ、飛散を発生させないよう取扱うと共に、必要に応じ受け皿等を使用すること。
6. 当該運搬容器等を車両に積載する場合は、ベルト等により横転、落下防止措置を確実にすること。
7. 当該運搬容器等またはタンク内に危険物を貯蔵したまま常置する場合の常置可能場所は屋外に限定し、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、または取扱っている旨を表示した標識並びに危険物の類、品名、最大数量を記載した揭示板を設けること。

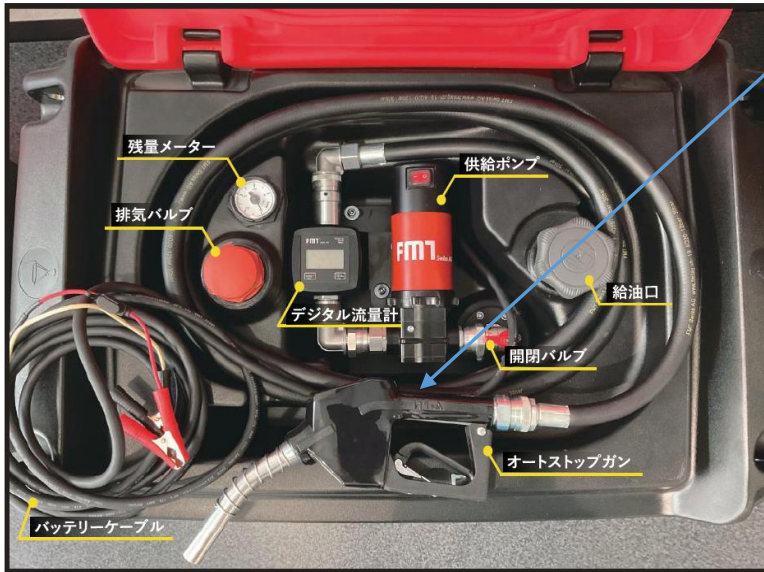
※本特例は農業（酪農業を含む。）において「農業を営むもので農機具等に対し必要に応じて給油する目的のために設置するタンク及び給油機器と一体となった構造の運搬容器」に限定し特例を認めるものであり、その他の業種（工場、作業所等）などにおいて本特例は適用できないものとする。

その場合の規制については、前ページに記載の「給油を目的とする取扱い」または「注油を目的とする取扱い」による基準を適用することとなり、特に「注油を目的とする取扱い」については、当該タンクから車両等への直接給油は認められず、危険物を一度容器に詰め替えてから車両等に給油することが必要となるため指導時において混同しないよう留意すること。

※本運用基準の施行前に設置された本特例基準に合致する施設等については、少量危険物貯蔵取扱い変更届出は不要とし、施行日を以て本特例基準に合致する「みなし運用」と解釈できるものとする。

ただし、この場合においても条例で定める標識及び揭示板の設置は必要なものとする。

[給油機器と一体となった構造の運搬容器の例]



手動開閉ノズルへ交換を要する

ノズルは、手を離すと給油を停止できるもの（注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。））

荷台からの直接給油の例



- ※必要に応じて受け皿を用意すること
- ※ホース長は6m以下とする

薬剤1. 2kg以上消火器の常備が必要

[ホームタンクを使用した給油を目的とした取扱いの例]

(農業を営むもので農機具等に対し必要に応じて給油するために設置するタンクに限る)

- ※必要に応じて受け皿を用意すること
- ※ホース長は6m以下とする
- ※脚は地盤面に固定を要する

標識・掲示板の設置が必要



ノズルは、手を離すと給油を停止できるもの（注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。））



## 少量危険物貯蔵取扱い運用基準

平成 4年4月 1日	初版発行
平成13年5月10日	改訂版発行
平成26年10月1日	三訂版発行
2020年8月 1日	改訂版発行
2022年4月 1日	改訂版発行
2022年9月 1日	改訂版発行

発行：士別地方消防事務組合消防本部  
士別市東6条4丁目1番地

TEL 0165-23-4709